

「兵役法」改正と中国の国防体制の変革

間山克彦

はじめに

中国は、これまで実施してきた「兵役法」の規定が現在の情勢に適応できなくなったとして1998年12月29日、14年ぶりに「兵役法」を改正し即日、公布施行した。今回は特に、兵役義務の期間短縮、予備役制度の改善、軍人らに対する優遇措置の実施、罰則規定の充実などが中心に改正された。

99年3月、中国の国会にあたる第9期全国人民代表大会（全人代）第2回会議が開催され、これに参加した軍代表らによる人民解放軍代表第1回全体会議が開かれた。この会議で、改正した「兵役法」について意見が出され、海軍は、これまで要求されていた訓練内容では十分に適応できず、相応の改革の措置をとる必要があると指摘した¹。また、他の代表は、服役期間が短縮し、かつハイテク装備が益々多くなってきており、さらに高い文化的素質の高い戦士が必要であるとも発言し²、軍部隊側にとって新「兵役法」は幾つかの改善や改革の必要があり、その時点では必ずしも喜べるものではないことをうかがわせていた。しかしながら、既に走り出した新「兵役法」は、着々と具体化が図られ、99年6月にはこれまで実施してきた「現役士兵（下士官・兵）服役条例」も改正され、「兵役法」改正にともなう動きが本格化し、中国の国防体制が変化する兆しをみせている。

本稿は、中国がなぜ「兵役法」を改正したのか、その背景を明らかにし、中国が目指そうとする将来の国防体制を考察しようと試みるものである。

1 「兵役法」改正の背景

(1) 「兵役法」の位置付け

兵役に関して中国は、憲法第55条に「祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、中華人民共和

¹ 「軍代表発言摘要」『解放軍報』99.3.8

² 「軍代表発言摘要」『解放軍報』99.3.9

国の公民すべての神聖な責務である。法律に従って兵役に服し、民兵組織に参加することは、中国人民の光荣ある義務である」と明記し、公民（国民）全てが兵役に付くことや民兵組織に参加することを義務付けている。

98年7月、中国が発表した「中国の国防」(中国版国防白書)によると、中国は82年以降、軍の法整備を推し進め「中華人民共和国国防法」、「中華人民共和国兵役法」など国防と軍隊建設に関する法律および「中国人民解放軍現役兵士服役条例」、「中国人民解放軍司令部条例」など軍事法規・規則を制定し、中国の特色ある軍事法体系を初歩的に確立したとされている³。

その軍事法体系の中で国防に関する最も基本となる法律は「中華人民共和国国防法」(以下「国防法」)で、97年3月、第8期全人代第5回会議において採択され、同日公布施行された。「国防法」は中国憲法の国防に関する原則的事項を具体化したもので、憲法の子法として、あるいは軍事法律体系の母法として位置付けられている。しかし、この「国防法」が制定される以前は、中国の軍事に関する最も基本の法律として実質的にその役割を担ってきたのは「兵役法」であった。中国がこれまで定めてきた軍事法律法規の全てが「兵役法」の内容に照らして策定されてきたものである⁴。また「兵役法」は、軍隊建設を強化し国防の後備力を建設する上でも、あるいは全人民の国防教育や国防概念を強めることにも大きな役割を果たしてきた⁵。今後もその役割には大きな変化はなく、中国の軍事法体系の中で重要な地位を占めるものとみられる。すなわち「兵役法」は中国における国家の基本法律の一つとして位置付けられ、また軍事法制の重要な部分を成し、平時・戦時の国防体制の枠組みを定めたものといえる。

84年5月22日、初代「兵役法」を改正した際に、楊得志中央軍事委員会兼人民解放軍総参謀長(当時)は、その改正草案について第6期全人代第2回会議で説明した。彼は、改正の意義について、「ただ単に中国軍を近代化、正規化された強大な革命軍隊に建設しようとするだけでなく、さらに一步進めて民兵建設の強化や予備役制度の整備を図って戦時に速やかに動員を実施するための基礎を確立することにある」と述べ、また「常備軍の数には制限があり、戦時において部隊を編成・拡大するために、後備力の建設を強化し、戦時に速やかに動員できる体制を確立することにある。平時は少ない兵を維持し、戦時には多くの兵を確保するための重要な戦略措置であり、国防建設と経済建設に対し大きな意義を持つものである」⁶と発言した。すなわち「兵役法」は戦時いかに膨大な兵力を動員するか、平時と戦時にわたる中国の国防体

³ 『中国の国防』中華人民共和国國務院新聞弁公室 98.7

⁴ 『現代国防大事典』中央文献出版社、99年6月 1013頁

⁵ 『国防法律知識全集』国防工業出版社、97.5 409頁

⁶ 「中華人民共和国兵役法(改正草案)」『人民日報』84.6.5

制のあり方を法的に規定したものである。

(2) 「兵役法」の沿革

「兵役法」は、1933年6月に国民党政府が制定したものは別として、中国共産党が、独自に「兵役法」を制定したのは建国以降のことである。但し、建国以前において、共産党の各根拠地や解放地区ではこれに準ずるものがあったとされているが、今日のような明文化されたものではなかった⁷。

建国後、中国共産党は兵役の立法化を重視し、53年3月、中央軍事委員会兵役法委員会を設立した。同委員会は「兵役法」制定のための活動を開始し、55年7月、第1期全国人民代表大会(全人代)第2回会議において中国初の「兵役法」を可決させた。この「兵役法」の構成は9章58条からなり、明確に義務兵役制を行うと規定した。定期的な徴兵と退役の制度を実行することによって、人民解放軍の建設強化をはかり、また民兵制度も取り入れ、後備力の拡充に成果をあげた。だが、その後中国を取り巻く国内外の情勢が変化し、特に1978年の中国共産党11期3中全会以降、中国は鄧小平が指導する新たな時代に入り、社会主義の近代化建設に力を集中するという大転換を行った。軍もこれを機に革命化、現代化、正規化が新たな要求となり、また後備力の建設も強く求められることとなった。しかし、こうした新たな要求に対し初代「兵役法」は全く適応できなかった。それは当時、立法の経験不足や技術に習熟していないなど法的規定が不完全であったことに加え、その後の情勢の変化、過去の経験や教訓、国外の研究、改革の必要性など長期的な観点から軍隊および後備力の建設を再構築する必要性が出てきたからである。79年、中央軍事委の指導者らは「兵役法」の修正を提案し80年8月、兵役法修正指導小組と弁公室を成立し、初代「兵役法」の修正を開始した。全人代常務委員会での審議を重ね84年5月、第6期全人代第2回会議で新たな「兵役法」(旧兵役法)が採択され、10月から施行された。この「兵役法」は12章65条からなり、義務兵役制から義務兵役制を主体に義務兵と志願兵の結合、民兵と予備役の結合といった兵役制度に改め、初代「兵役法」を大幅に修正した。

江沢民体制下に入り、再度情勢の変化を受けて党中央、中央軍事委は新たな時代の軍事戦略方針を策定した。それは現代条件下特に、ハイテク条件下の局地戦争に勝利することを基本に

⁷ 『国防法律知識全集』国防工業出版社、97.5 408頁

表 - 1

歴代兵役法の章区分の比較

章	初代「兵役法」 (55年兵役法)	旧「兵役法」 (84年兵役法)	新「兵役法」 (98年兵役法)
1	総則(1~15条)	総則(1~10条)	総則(1~10条)(2)
2	徴集(16~26条)	平時徴集(11~16条)	平時徴集(11~16条)
3	士兵の予備役 (27~33条)	士兵の現役および予備役 (17~24条)	士兵の現役および予備役 (17~24条)(18)(19)(24)
4	将校の現役および予備役 (34~38条)	軍官 (25~29条)	軍官の現役および予備役 (25~29条)
5	現役軍人と予備役軍人の 権利義務 (39~47条)	軍事院校が青年学生の中から募 集する学生 (30~35条)	軍事院校が青年学生の中から募 集する学生 (30~35条)
6	予備役軍人の登録・統計 (48~51条)	民兵 (36~38条)	民兵 (36~38条)
7	戦時の徴集(52~53条)	予備役要員の軍事訓練 (39~42条)	予備役要員の軍事訓練 (39~42条)(39)(42)
8	高級中学以上の学生の軍事 訓練(54~56条)	高等院校および高級中学の学生 訓練(43~46条)	高等院校および高級中学の学生 訓練(43~46条)
9	付則(57~58条)	戦時の兵員動員 (47~50条)	戦時の兵員動員 (47~50条)
10		現役軍人の優遇および除隊、退役 軍人の処遇 (51~60条)	現役軍人の優遇および除隊、退役 軍人の処遇(51~60条) (54)(56)(58)
11		懲罰(61~62条)	懲罰(61~66条) (61)(62)(63)(64)(65)
12		付則(63~67条)	付則(67~69条)

『解放軍報』など参考に作成

* 改正された条項の例：(2)

* 追加された条項の例：(62)

軍隊建設を数量規模型から質的効率型に、人力密集型から科学技術密集型にと転換を図り、中国の特色ある精兵の道を実現しようと打ち出したことである。それに沿って再び、「兵役法」の改正作業が始まった。92年、中央軍事委は改正案を「『九五』期間(1991-1995)の立法計画」に組み入れ、94年4月、総部は1年間の実態調査を行った。96年6月、中央軍事委はこの改正案を次なる「『九五』期間(1996-2000)の立法計画」に組み込み、98年、第9期全人代常務委員会第5回会議および第6回会議を経て新「兵役法」を採択、公布した。この新「兵役法」の構成は表-1にあるよう、12章68条から成り、旧「兵役法」と構成は同じであるが、11の条項にわたり内容を改正し、新たに3つの条項を追加したものとなった。

(3)「兵役法」改正の背景

「兵役法」の改正は先述した中国を取り巻く情勢の変化によるもので、特に冷戦の終焉やハイテク戦争の代名詞⁸ともいえる湾岸戦争などが大きな影響をあたえたとみられる。また中国自身も改革開放政策によって経済が飛躍的に発展するなど中国社会が大きく変化したことも「兵役法」を改正するひとつの要因となった。

93年初め、中央軍事委は戦略情勢と戦争形態の変化について分析し、特に世界規模でのハイテク競争が熾烈な状況を呈していると認識し、軍事力の整備方向をハイテク化へと方向付けることとなった⁹。それは91年の湾岸戦争で彼らの兵器装備が極めて立ち遅れていることに強い危機感を抱いたことによるものである。この戦争の教訓をふまえて、人民解放軍は質を重視した軍のハイテク化への道を歩み始めたのである。

96年、遲浩田・中央軍事委副主席兼国防部長は中国共産党の理論誌『求是』の中で、「現在、世界は冷戦が終結し、中国の安全保障環境も大きく改善されたが、天下は必ずしも太平ではない」と指摘し、「中国の国情に応じた精強の常備軍を建設し、質的建設の強化に力を入れ、科学技術に依存し、軍隊の近代化水準を絶えず向上させなければならない。定数を削減し、質の向上を図ることは現在、世界の軍事発展の趨勢である」と論じ、その翌年(97年)には江沢民党総書記(兼国家主席、中央軍事委主席)が兵力50万人削減を宣言し、本格的に軍の質的追求を開始させたのであった。

今回の「兵役法」改正に関し総参謀部動員部長の範曉光少将は社会主義市場経済体制の確立と軍隊建設の進展によって、すでに一部の規定が新たな情勢にそぐわなくなり、改正する必要

⁸ 「実戦中的新軍事技術和作戰理論」『解放軍報』2000.1.5

⁹ 「我軍建設実行戰略性轉變總述」『解放軍報』98.12.18

があったと述べて、次の3点を指摘した¹⁰。第1に、新たな情勢下、国防力と軍隊建設の強化のために、また世界の軍事革命の挑戦を受けて立つためにも「兵役法」の改正が必要であった。加えて新たな時代の軍事戦略方針の要求に沿って中国の特色ある精兵の道を歩んでおり、旧「兵役法」の規定の一部はこうした情勢の変化にそぐわず軍隊建設や予備役建設に影響を与えていた。第2に、兵役事業の遂行は強力な法的手段で保障する必要がある。旧「兵役法」はこの方面の規定が十分ではなく、かつ拘束力や操作性も強力でないために兵役の拒否、逃避に対する有効な罰則措置がなかった。第3に、法によって軍人の合法的權益を保障する必要があった。旧「兵役法」は改革開放の初期に制定したため、軍人の權益に関わる規定の一部が計画経済を基礎に定めたものであり、新たな情勢に全く適応できなくなってしまった。さらに一部の地域では軍人の遺族、家族、傷痍軍人に対する優遇措置が実行されず、退役後の就職難など軍人の合法的權益が犯されるなど旧「兵役法」の法的規制に遅れがあった。

また「兵役法」改正の背景には中国が抱える国内事情もあった。それは改革開放によって彼らの社会や生活環境が大きく変わり、義務兵役の対象となる若者の価値観が変化したことである。全公民の義務として本来は平等のはずであった兵役義務が実際には不公平なシステムとなりつつあった。すなわち、義務兵に服役する割合はわずか対象者の1%に過ぎず残りの99%の若者は兵役に服役せずに済むという事態になっていたのである¹¹。加えて経済的収入面から見ても明らかに軍隊に服役するより、むしろ市場経済化が進む社会において労働した方が明らかにメリットが大きくなっていった。中でも、その傾向は都市部や沿海部が顕著であった。さらに兵役の服役期間も陸軍が3年、海空軍が4年と長く若者にとってあえて自由が制限されるという義務兵への服役意欲がそがれ、誰もがこの兵役から逃避しようとする傾向にあった。また服役しても、退役後の就職に心配があり彼らの不安をかき立てていた。その上、一人っ子政策を行ってきた中国の事情も加わり、義務兵に服役させたくない親の立場も見え隠れしている。長期的な安定と平和の時代をむかえ、公民の国防意識も薄れてきている。99年ベオグラードの中国大使館が米空軍に誤爆を受けた際には、一時的には人民の国防意識が高揚されたものの、持続はしていない。こうした中国の国内事情も「兵役法」を改正する一つの要因であったと思われる。

¹⁰ 『解放軍報』99.1.4 「我が国兵役制度を完全にし、全民の国防概念を高める」

¹¹ 『解放軍報』99.4.4 「『中華人民共和國兵役法』系列講座第8回」

2 「兵役法」改正の意義

(1) 主たる改正点

新「兵役法」の主たる改正点は次の7点である。第1に、旧「兵役法」の2条に「中華人民共和国は義務兵制を主体とし、義務兵と志願兵が結合し、民兵と予備役兵が結合した兵役制度を実施する」と規定していたが今回、「義務兵制を主体として」という表現が削除された。この変更は人民解放軍の兵員構成を大きく変えることとなり、志願兵の比率がより高まることを意味する。98年10月27日、「兵役法」の改正案が中国の最高立法機関である全人代常務委員会に正式に上程された際、于永波人民解放軍総政治部主任兼中央軍事委員会委員が、国務院と中央軍事委の委託を受けて、改正案について第9期全人代常務委第5回会議で説明した。彼が「この兵役制度に改めることにより、兵士全体に占める志願兵の割合が2000年末には現在の18%から35%に達する」¹²と述べた。すなわち、志願兵は従来より2倍近くに増えることとなるのである。第2に、義務兵の兵役期間が短縮されたことである。義務兵はこれまで陸軍が3年、海・空軍が4年の服役期間であったが今回の改正で一律に2年に短縮された。また、義務兵の服役期間を超える超過服役制度（陸軍が1年～2年、海・空軍が1年）もあわせて取り消され、大幅な兵役期間の短縮になった。特に、海・空軍においては表-2にみられるように半分の期間に減らされ建国以来最も短い兵役期間となった。第3に、志願兵の現役制度が改革された。過去において、義務兵はいったん志願兵として選抜あるいは選択をしたならば、必ず8年～12年間服役しなければ退役できなかった。しかし、改正後は志願兵の服役制度は、軍隊と個人の申請によって選択できることとなり、短い時は数年（3年以上で）、最大で30年という分割服役制度（年齢が55歳を超えない）を採用したことである。またこの改正において志願兵も非軍事部門から専門的技術を有する公民から直接募集することも可能となった。これによって志願兵の服役に関する選択の幅を広げ、より専門職の強い人材が採用されるシステムを作ったといえる。第4に、予備役制度にも改革を施し、動員能力の基盤拡充を図ったことである。旧「兵役法」では、民兵、退役軍人の年齢を基準に第1類予備役、第2類予備役と区分をしていたが、これを年齢ではなく技術レベルに応じて第1類、第2類と区分し、また民兵、予備役への訓練参加年齢を従来の18歳～20歳を18歳～22歳と年齢の幅を広げより多くの若者が訓練に参加させる体制を築き、後備力の質と量両面の充実を図ったのである。また民兵、予備役要員が訓練

¹² 「義務兵役を2年に短縮へ 兵役法改正案上程」『日刊中国通信』99.10.29

表 - 2

兵役期間の変遷

中国の兵役期間の変遷

改正年月日		1955年7月	1965年1月	1967年12月	1978年3月	1984年5月	1998年12月	
批准		第1期全人代第2回会議(7.30) 「中華人民共和國兵役法」	第3期全人代常務委第1回会議(1.19) 「軍士・兵に関する服役期限の決定」	中共中央、國務院、中央軍事委、中央文革小組(12.13) 「戦士服役年齢に関する命令」	第5期全人代常務委第1回会議(3.7) 「兵役制度問題に関する決定」	第6期全人代常務委第2回会議(5.31) 「中華人民共和國兵役法」	第9期全人代常務委第6回会議(12.29) 「中華人民共和國兵役法」	
陸軍	歩兵	3年	4年	2年	3年	3年	2年	
	特殊技術兵	同上	5年	3年	4年	同上	同上	
	船舶分隊	同上		4年	5年	同上	同上	
海軍	艦艇部隊	5年	6年	同上	同上	4年	同上	
	陸上勤務部隊	4年	5年	3年	4年	同上	同上	
空軍		同上	同上	同上	同上	同上	同上	
公安部隊	艦艇部隊	同上	同上					
	一般	3年						
志願兵制度								

に参加する際の休業手当の支給も改められた。これによって訓練参加率をより高めることができるようになり予備役の充実をさらに図るものとなった。第5に、都市の義務兵に対する優遇措置である。旧「兵役法」の規定は、農村の義務兵の家族に対して優遇を与え、都市の義務兵の家族に対しては生活が困難な場合に限り補助を与えていた。しかし今回の改正によって都市の義務兵の家族にも優遇措置を与えることとなった。これによって都市、農村にかかわらず不公平感が是正されたといえる。但し、優遇資金は一律に当該地域の人民政府が措置を講ずるとしており義務兵の多くを拠出する地方の負担は依然大きいといえる。第6に、退役軍人に対し就職援護の道を大きく切り開いたことである。「機関、団体、企業単位は所有制や組織の形式の区別なく、国家の関係規定に基づき退役軍人の就職援護を行う義務がある」、「入隊前、機関、団体、企業事業単位の職員は復職を許される」、「企業単位は農村で仕事を求める際には、優先して農村の退役軍人を雇用しなければならない」、「都市の退役軍人は仕事を待つ期間、当地の人民政府は生活補助費を与えなければならない」、「都市の退役軍人は自ら職業を探す際、当地の人民政府が1回に限り経済補助を与え、かつ政策上の優遇をあたえる」などが明記されたことである。国有企業改革などから職を失った数多くの失業者や一時帰休者が存在するなかで退役

軍人の就職も決して容易ではない。2000年1月、中国国家経済貿易委員会の蔣黔貴副主任は、中国の一時帰休者が昨年1100万人に達し、このうちの492万人が再就職したと明らかにしたが¹³、職に就けない労働者は膨大な数にのぼっている。こうした中での退役軍人に対する優遇措置は競争原理からも、より優秀な人材が軍隊を希望することとなり、軍隊の質の向上に大きくつながるものといえる。第7に、罰則規定の充実である。旧「兵役法」では罰則条項が2つであったが、新「兵役法」では5つの条項に増加した。これは強制力によらなければ公民の義務である兵役の実行が困難になりつつあることを示している。特に、兵役に対する拒否や逃避に対する処罰規定が強化された。平和な時代をむかえ、若者が進んで国防の任務に就こうとする意識が薄れ、兵役義務を出来る限り拒否したり、回避して実利優先の経済活動に走ろうとする傾向が強まっている。罰則規定を充実させてこうした傾向にブレーキをかけようとしたのである。

(2) 軍の質的強化と後備力の充実

新「兵役法」によって中国は義務兵を取りつつも志願兵の獲得に重点を置きはじめている。それは西側でいう職業軍人を中国が本格的に導入しはじめたことを意味する。すなわち、少数精鋭の常備軍は志願兵によってまかない、有事必要とする後備力は短いサイクルで教育を施した義務兵を民兵、予備役に組み込むことによって質の高い、新たな国防体制を構築しようとしているのである。

江沢民は98年12月25日、「兵役法」が改正される直前に軍のある重要な会議で、「20年来の軍隊建設の歴史的な経験に関して」と題する講話を行った¹⁴。その一部は『解放軍報』に掲載され、江沢民はこの中で、軍隊建設に関しいくつかの点を強調した。軍隊の量と質の関係について彼は、「軍隊の質は現代戦争の中で決定的な意義を有している。我々は軍近代化を実現するうえで、必ず質的建設を強化するというを基本的指導方針として、さらに際だった地位に置かねばならない。質的建設を強化するカギは、科技強軍(科学技術力を有する強力な軍隊)の戦略を実行し、軍近代化建設の各方面で科学技術力を高め、特にハイテク条件下での作戦能力を増強しなければならない」と指摘した。また常備軍と後備力の関係について、「精鋭な常備軍と強大な後備力の結合を必ず実行しなければならない。軍隊建設を強化し同時に後備力建設も極力重視することによって、平時に少ない兵を養い、戦時には多くの兵を参戦させることがで

¹³ 「昨年の一時帰休者 1100 万人、492 万人再就職」『中国通信』2000.1.27

¹⁴ 「関于 20 年来軍隊建設的歴史経験」『解放軍報』99.1.8

きるのである。新しい情勢下での後備力建設は将来の軍事的趨勢と社会主義市場経済の要求に適応しなければならない」と強調した。さらに彼は「いかなる軍隊も、軍の建設について国外の先進的な物事について、もし学習を拒絶するなら、絶対に軍近代化は実現できない。軍近代化建設を行うにあたり、必ず目を世界に向けなければならない。世界の軍事変革と発展の潮流に追いつき、積極的に各国軍隊、特に先進国の軍近代化建設の有益な経験を参考にし、選択的に先進技術装備と管理方法を導入しなければならない」と指摘した。これはまさしく江沢民が目指す軍隊建設の方向性を示したものである。将来のハイテク戦争に備え少数精鋭の常備軍と動員による後備力強化によって国防体制の再構築を強く訴えたのである。

97年9月、江沢民は中国共産党15回大会で兵力50万人削減を打ち出したが、これは単なる削減であったなら当然戦力低下は避けられない。だがこれはむしろ戦力低下を意味するのではなく、戦力向上を目指した削減である。すなわち削減した分だけ、あるいはそれ以上に質的向上をはかり削減以前と同等あるいはそれ以上に戦力を強化することにある。さらに削減された分の余力を兵器装備の開発や取得にまわし、また後備力を拡充することによって削減分の戦力低下を補完しようとする狙いがある。

かつて鄧小平は84年に「兵役法」を改正し、85年から兵力100万人削減を開始したが、今回の「兵役法」の改正は、鄧小平の手法と酷似しているようにみられる。それは、「兵役法」の改正と兵力削減が緊密にリンクしているからである。但し、江沢民は鄧小平とは異なり逆のステップを歩んだ。すなわち兵力削減(97年)を先に打ち出し、次いで「兵役法」の改正(98年)に至ったのである。だがその狙いは、両者いずれも「軍の質的強化と後備力の充実」を図ることにあつたのであって、単なる兵力削減や法制度の改革であるとみなすべきではない。

3 「兵役法」改正と新たな国防体制

(1) 下士官制度の改革

「兵役法」の改正にともない、軍と政府は従来の「人民解放軍現役士兵(下士官・兵)服役条例」を改正し、99年12月1日から新たな下士官制度をスタートさせた。これは99年9月、人民解放軍総部が士官制度改革工作会議で決定したものである。主たる改正点は次の7点である¹⁵。第1に、志願兵を下士官と呼称した。第2に、下士官を義務兵から選抜する以外に、民間の専門技術者や中等以上の専門技術学校卒業者の中から採用できるようにした。第3に、下士

¹⁵ 「我軍『現役士兵服役条例』的形成与発展」『国防』99・第8期

官に選抜された後、自らの勤務期間を6期に分けて勤務できることとなった。第4に、下士官の階級が等級に応じて従来4等級から6等級になった。第5に、下士官の福利などが従来に増して優遇された。5等級からの下士官は配偶者と未成年の子女、独立して生活できない子女らを帯同することができる。また、農村戸籍のものは都市戸籍に移すこともでき、さらに毎年帰省休暇の優遇も与えられることとなった。第6に、下士官を退役する際の就職について、下士官の等級に応じて援護が行われることとなった。第7に、下士官の能力の向上にともない、専門技術の教育訓練期間を従来6ヶ月以上としていたが、これを3ヶ月以上と教育期間の短縮を図ったことである。

下士官制度の改革について、軍機関紙『解放軍報』社説¹⁶は、「従来の制度では多くの問題があり決して満足できるものではなかった。優者が残留し、劣者が淘汰されるべき組織の管理運営メカニズムが欠落し優秀な下士官を確保出来なくなっていた。その上、下士官の待遇も悪く、再就職も単一で、安心して勤務しようとする意欲に大きな影響を与えていた」と指摘し、「これを克服するため下士官の構造改革を行い規模を適切に拡大した。これによって下士官は各種専門技術分野における骨幹として、あるいは各種作戦、訓練、管理の骨幹となって部隊の中堅としての役割を担うことになった。これは競争の原理を取り入れた結果である」と論じている。

張万年中央軍事委副主席は全軍下士官制度改革工作会議で、「軍隊が近代化すればするほど近代兵器装備に習熟した専門技術の骨幹部隊と戦闘の骨幹部隊がますます必要となり、下士官部隊の近代化なしに軍隊の近代化を完成させることは出来ない」¹⁷と述べたが、彼の発言にあるよう人民解放軍は下士官のレベルまで掘り下げて軍改革を開始した。『解放軍報』¹⁸は、「下士官は軍隊の基礎であり、軍全体の中で絶対数を占めている。下士官の素質が軍全体の質的建設の水準を決めてしまう。世界の軍事革命の新たな情勢下、戦争の形態は機械化戦争から情報化戦争へと転換し、ますますハイテク技術の兵器装備が戦争の舞台に登場し、また訓練場においても大量に出現するようになった。下士官の素質の近代化がなければ、軍隊の近代化もありえないし、新技術装備の掌握や人と兵器の有機的な結合もできず、いかに指揮官が的確な決心を行い最良の戦法をとったとしてもそれは無に等しいものとなってしまふ」と指摘した。

下士官は部隊における中核であり、専門的技術に習熟し部隊の戦闘力の骨幹をなしている。一般的に下士官が強い軍隊は精強であるといわれるように、人民解放軍も幹部のみならず、下士

¹⁶ 社説「強化軍隊質量建設的重大措置」『解放軍報』99.7.12

¹⁷ 「走向新世紀的中国士官」『解放軍報』99.12.1

¹⁸ 「士兵隊伍建設的歷史性跨越」『解放軍報』99.9.2

官に対しても軍事的なプロフェッショナルの人材を求め始めたといえる。このように「兵役法」の改正は下士官制度にも改革を行い、確実に軍隊の質を高める体制を取ったといえる。これまで人民解放軍は3つの任務（戦闘任務、生産任務、政治工作任務）を有し、また党のためなら何でも行う何でも屋の軍隊であった。だが、徐々にではあるが専門職を中心とする職業的軍人の武力集団に転換しはじめ、党の軍隊からむしろ国家の軍隊に近づきつつあるようにみられる。2000年に入り、『解放軍報』¹⁹は新「下士官制度」によって選抜された下士官について報じ、彼らは以前に比して給与が6～7倍にも増え一体何に使うのだろうかと疑問を呈示した。この事例にみられるように軍の魅力化政策がすでに始まっており、競争の原理を導入し優秀な人材の確保が始まっている。新「兵役法」は間違いなく軍の質を高め、軍近代化を着実に推進する可能性を秘めているといえる。

（2）後備力の強化

正規軍の精鋭化が新「兵役法」によって図られる一方、民兵、予備役による後備力の強化も図られた。人口12億を越える中国は、我が国とは異なり公民全てに兵役義務を課しており、兵員の予備や補充には事欠かないはずである。しかし、それをあえて再構築したのは、将来の局地戦争はハイテク戦争であり、民兵、予備役であってもこれに適応できなければ敗北を意味すると認識したからである。『解放軍報』²⁰は、局地戦争において科学技術を有する後備力の建設が急務であるとの吉林省軍区司令部の意見を伝えている。先の湾岸戦争では米国は30万人の後備力を召集し、そのうち海空軍の専門技術者が3分の1近くを占め、動員投入された最初の5万人は大多数が専門技術者であったと指摘した。また、コソボ紛争でも空軍予備役を投入したとして、将来の後備力の動員は必ず科学技術を有する前線支援の概念が不可欠であると論じている。

中国はこれまで後備力である民兵や予備役を年齢で区分していた。しかし、新「兵役法」に

¹⁹ 「士兵改士官工資怎」『解放軍報』2000.1.23

²⁰ 「立足科技支前 實現快速動員」『解放軍報』2000.2.8、また軍事科学院発行の月刊誌『国防』99年7期でも同様な指摘がみられる。最近のコソボ紛争や湾岸戦争を例に民兵、予備役の戦時動員に関しいくつかの基本的な認識を示した。それはハイテク技術をもった戦時動員の必要性が益々高まったことである。特にハイテク局地戦争は新たな兵器装備と新たな作戦方法の実験場であり、戦時動員は質の高さが求められている。また戦争の進展や終末においても、決定的な影響を与えるのはやはり科学技術を有する戦時動員であると指摘している。

よって年齢から技術レベルに応じて区分することとなった。さらに現役に服さない民兵、予備役要員の訓練参加年齢を従来18～20歳を18～22歳へと幅を引き上げ、訓練参加経験者の拡充をも併せて図っている。すなわち質と量の両面から後備力の建設が強化されたといえる。

新華社発行の時事週刊誌『瞭望』²¹は、「長期平和な時期においていかなる国家も巨額な経費を費やして膨大な常備軍を保持することは不可能となってきた。しかし戦争に対処するための実力と戦争抑止力を保持するため、精鋭な常備軍を保持すると同時に、強力な後備力を建設しなければならない。常備軍を削減し、適量の民兵、予備役部隊を建設することにより、大量の経費を節約できる。統計によると予備要員の1人に対する年間経費は、常備軍の数十分の1である」と指摘している。新「兵役法」はこの記事が伝えたように平時に少ない兵を養い、戦時に必要とする質の高い大量の後備力を動員するメカニズムを構築しようとしたものといえる。

(3) 変化が見えはじめた中国の国防体制

「兵役法」の改正によって、軍人の処遇が改善されるなど、いくつか変化の兆しがみられてきている。『解放軍報』²²は、2000年徴兵された新兵が、従来とは比して都市部から多数入隊したと報じた。これによると、都市部の入隊者は新兵総数のうちの65%となり、前年より20%も増加したのである。これは、新「兵役法」によって、服役期間が短縮され、都市部の青年の入隊に対する積極性が刺激され、また退役後の就職の道も確保されているからだろうと説明している。また、国防紙『中国国防報』²³も、天津市河西区で青年が進んで兵役義務に参加し、兵役を拒絶するのは過去のことであったと報じている。やはり、その理由も優遇処置や退役後の就職の安定にあると伝えている。

他方、兵役義務を受け入れる軍側では、この「兵役法」の改正にともなう教育訓練の改革が始まっている。兵役期間の短縮によって広大な青年に対し、いかにして訓練練度の水準を落とさずに質の高い教育を行うか全軍各部隊は緊迫感をもって改革に取り組んでいる。特に、科技強軍の指導のもと、いかに質の高い教育訓練をするか躍起となっていることが伝えられている²⁴。

²¹ 「我国兵役制度的重大調整」『瞭望』99.2期

²² 「今年新兵有何些新变化？」『解放軍報』2000.1.23

²³ 「青年主動的參軍」『中国国防報』99.11.1

²⁴ 「兵役法修改呼喚加快教育訓練改革」『解放軍報』99.5.30

99年6月中旬、人民解放軍は国防科学技術大学を母体として長沙地区に所在する4つの軍学校を統合し、新たに国防科学技術大学を再編設立した。設立に際し、遲浩田は今回の措置は科学技術による軍隊強化の戦略として、資質の高い人材の養成を速め、軍隊の質的向上を図り、中国軍が世界的レベルに到達するための試みであると述べ、科学および工学系の軍最高学府として、高級技術者や指揮官を養成し軍のハイテク化を戦略的に強化するものであると強調した²⁵。さらに7月初旬にも軍事学校の再編があり、4つの軍事学校(人民解放軍石家莊陸軍指揮学院、情報工科大学、理工大学、砲兵学院)が統合設立された。こうした軍事学校再編の動きは兵力削減など効率化の一環としてみることもできるが、むしろ軍近代化にむけて本格的に人材育成に力を注ぎはじめたものとしてとらえることができる。98年8月、遲浩田は建軍71周年に際して、多くの将兵は科学技術、特にハイテク分野での知識水準がかなり低く、軍近代化建設の速度を遅らせている。ハイテク知識がない立ち遅れた軍隊は将来のハイテク戦争に生き残ることはできないと述べ、人材の育成こそが軍近代化の鍵であると主張した²⁶。これはまさに彼の発言に沿って質の高い軍人を育成・確保しようとしているのであり、新「兵役法」もこの要求に十分適応したものといえる。その狙いは近代戦、すなわちハイテク条件下の局地戦争に適応できる少数精鋭の軍隊、すなわちプロフェッショナルな軍隊を目指そうとしていることである。

かつて1980年以前における人民解放軍幹部の中で大学や専門学校卒業の学歴を有する者はわずか10%にすぎなかった。だが、1997年には56.5%に達し、連隊以上の指導的地位にある幹部では90%以上を占め、博士173名、修士644名を有するほどになっている²⁷。こうした高学歴の傾向は益々高くなってきており人民解放軍の高学歴化はさらに進み、確実に質の向上が図られて行くであろう。今後、新「兵役法」が定着して行くなれば中国の国防体制は明らかに強化されていくものとみられる。特に正規軍は競争原理にもとづき優秀な志願兵が着実に確保され、高い教育と訓練の充実によって西側の軍隊に極めて近くなる可能性があるといえる。

(4) 市場経済の深化と後備力建設

中国の後備力建設は今後、着実に充実していくものとみられる。だが、市場経済がより深まっ
て行ったなら無理が生じてくる可能性もある。これまで後備力の源となっていたのは主として

²⁵ 「組建新的国防科技大学」『解放軍報』99.6.19

²⁶ 「在鄧小平理論偉大旗 指引下大力加強国防和軍隊現代化建設」『解放軍報』98.8.2

²⁷ 「我軍建設的戰略轉換實施總術」『解放軍報』98.12.18

国有企業であった。国有企業自身がひとつの民兵、あるいは予備役組織として機能し、平時と戦時の二つの役割を担っていた。平時は統一的に軍事訓練を行い、戦時には一つの予備力として機能を果たしていた。現在なおその役割を継承してはいるものの、市場経済の導入、深化によって十分にその機能を果たせなくなりつつある。特に、赤字体質の国有企業は真っ先に改革の焦点にあてられており、解体されたり、あるいは縮小されている。今後も改革の勢いはおさまる気配はなく市場経済のルールによってさらなる効率化が求められている。こうした後備力の機能を有していた国有企業の役割は徐々に崩れつつあるといえる。『解放軍報』²⁸は天津警備区や安徽省の大型・中型国有企業の民兵組織が現在組織を調整している動きを伝えている。また、『国防』²⁹も地方の共産党書記が軍事機関と企業が状況をよく把握し、その調整を行うべきであるとも伝えている。

新「兵役法」は民兵、予備役が訓練などに参加した場合、その間の経費負担は県、鎮、企業、事業単位がこれを補填することになった。だが、今後市場経済が深化するに従い、そのための負担が大きくなるのしかかり、また地域格差も突出した問題になるとみられる。山西省は、早くからこの負担問題を国防の義務平等の原則で克服したとしているが³⁰、後備力が今後増加するにつれて大きな問題となる可能性がある。

99年6月、済南市において軍代表らなどによる「ハイテク局地戦争動員問題研究会」が開催された。主として民兵、予備役の戦時動員に関する討議が行われ、動員にあたっての共通認識あるいは解決しなければならない問題点等が明らかにされた。そこでも民兵などが軍事訓練に参加した際の負担問題が取り上げられ、新「兵役法」は統一的基準や具体的方法を明らかにしていないと指摘されていた。またその他の問題として、大多数の者が、現在の動員兵力の規模が極めて膨大な数であると認識していたことや後備力の素質がとてもハイテク戦争の要求に適應できないとみていたのであった。基幹民兵のうち専門技術兵が占める割合はわずか15%に過ぎず、また予備役部隊も同様であり、後備力建設は計画経済下で行われてきたため法的な保障が欠如し、現在の市場経済下のシステムに適應できないと指摘されたのであった。現在、中国は1億人の後備兵力を維持している。そのうち基幹民兵が1千余万人に達し常備軍の4倍規模にある。確かに討議に参加した軍代表らは後備兵力の必要性は理解しつつもその規模に関し疑問を投げかけている。先進国は常備軍の1に対し後備力は0.7～1.1倍ほどで、彼らは少なくとも常備軍の2～2.5倍ほど(500～625万人)までに規模を圧縮すべきと認識していたのである³¹。

²⁸ 「調整編組布局優化兵員結構」『解放軍報』99.6.19

²⁹ 「加強党管武装 好後備力量建設」『国防』99年第1期

³⁰ 「貫徹依法治国方略加強国防後備力量建設」『国防』99年第1期

³¹ 「『高技术局部战争動員問題研究筆会』視点総術」『国防』99年第7期

後備力は多ければ多いほど戦時における保障が得られ、少ない常備軍を十分に補完し国防体制を強固なものにすることができる。だが、1億人もの後備力を市場経済下で維持することは安心は得られるもののその負担は決して少なくはない。まして質を高めようとするならなおさらである。従って、市場経済の深化によっては後備力の建設を今後見直す可能性も十分あるのではないだろうか。

おわりに

長期的な平和と安定の時代をむかえた中国はこれまでの量に頼る国防体制から質を重視する国防体制に移行を開始した。すなわち市場経済に適合し、かつハイテク戦にも適応できる体制を構築しはじめたのである。より優れた少数精鋭の常備軍と戦時大量に動員できる質の高い後備力の建設に動きだした。しかしながら、巨大な後備力の建設は市場経済が進展すればするほど困難になろう。また、巨大さのあまり常備軍ほど費用はかからないがその経済的負担は決して少なくない。特に経済格差がある内陸部の地域はなおさらである。さらにハイテク重視というものの第1線レベルを求め、これを維持しようとするなら夢物語にならざるを得ない。従って、後備力建設は今後難しさを増すであろう。むしろ常備軍以上に後備力の規模を大幅に圧縮しない限り後備力の質的建設は難しいとみられる。

他方、常備軍としての人民解放軍は、新「兵役法」によって、ハイテク条件下での局地戦争に適応できる少数精鋭の軍隊に今後、構築されて行くと思われる。それは人民解放軍が志願兵重視に大きく転換しはじめたからである。これによって優秀な人材が本格的に軍隊に吸収できる体制を築き上げたといえる。特に、優遇政策によって競争原理を加速させることとなる。99年4月、江沢民は北京軍区の演習を視察した際に「資質の高い新しい人材を多数養成するために努力しなければならない。将来のハイテク条件下の局地戦争に勝利するには、人の要素が依然として第1で、決定的役割を果たすものである。新たな情勢、新たな任務は将兵の資質により高い要求を突きつけている。広範な将兵の資質が大いに向上しなければ、将来のハイテク条件下の局地戦争に勝利することはできない」³²と発言し、資質の高い人材育成に力を注ぐよう要求した。まさしく新「兵役法」は彼の要求に従い質の高い軍隊を作り上げて行くことになる。

³² 「堅持科技強軍推進我軍質量建設」『解放軍報』99.4.7